

佐賀県告示第三百九十二号

佐賀県林地崩壊防止事業補助金交付要綱（昭和五十三年佐賀県告示第五百七十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十一月九日

佐賀県知事 古川 康

第二条の表中「要する経費」の下に「（工事雑費及び事務雑費を除く。）」を加える。

第十条を第十一条とし、第九条の次に次の一条を加える。

（施越工事の申請）

第十条 施越工事をしようとする補助事業者は、施越工事申請書（様式第六号）を知事に提出しなければならない。

様式第一号中「市町村界」を「市界」に改め、同様式付表中

「市町村」を「市界」に改め、同様式付表中

「	工事費計	」
「	事務雑費	」

を

「		」
---	--	---

に、「工事費をとり、そのあとに事務雑費を入れて合計する」を、「記入する」に、「市町村界」を「市界」に改める。

様式第一号付表 中

工 事 費					事務雑費		事業費
本工事費等			工事雑費	計	円	%	円
円	円	円	円	%	円		円

を

事 業 費					計
本工事費等					円
円	円	円	円	円	円

に

「市町村負担金」を「市町村負担金」に、「市町村ごと」を「市町村ごと」に、「

」 2 工事雑費及び事務雑費の%は事業費に対する割合を小数点第2位(小数点第3位を四捨五入すること。)まで記載すること。

3 次の「施行箇所別本工事費等の配分表」に記入すること。

を「 2 次の「施行箇所別本工事費等の配分表」に記入すること。」に、の、 回、を、を、を、

を「市町村負担金」を「市町村負担金」に、「

様式第四号付表 中

工 事 費						事務雑費		事業費	
本工事費等	円	円	円	円	%	計	円	%	円

を

事 業 費						計
本工事費等	円	円	円	円	円	円

に、

「市町村負担金」および「市町負担金」並びに

「(注) 1 本工事費等、工事雑費及び事務雑費の％は、事業費計に対する割合を記載すること。

2 次の「施行箇所別本工事費等の配分表」に記入すること。

および「(注) 次の「施行箇所別本工事費等の配分表」に記入すること。」並びに「市町村ごと」

および「市町ごと」並びに「回数別」並びに「市町村負担金」および「市町負担金」並びに

事業費	工事費	本工事費					
		機械器具費					
	計						
	事務雑費	旅費					
		需用費					
役務費							
	計						
合計							

を

業 務 冊				
本 工 事 費				
賃				

に

改める。

様式第五号の二の別紙一中「工事費」を「工事費」に、

工事費	事務雑費
-----	------

を

--	--

に改め、同様式の次に次の様式を加える。

佐賀県知事 様

補助事業者住所
氏 名 印

年度(年災)林地崩壊防止事業の施越工事申請書

年 月 日付け 第 号で事業費の決定通知のあつた林地崩壊防止事業の実施について、下記の条件を了承のうえ施越工事を申請します。

記

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に天災地変等の事由によつて実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は事業主体が負担するものとする。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が申請予定額に達しない場合においても異議がないこと。
- 3 当該事業については、補助金交付決定があるまでは重要な変更を行わないこと。

4 施行箇所及び事業費

番号	施行箇所名	決定事業費 円	実施事業費 円	工 期 自 ~ 至

5 申請理由

附 則

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の佐賀県林地崩壊防止事業補助金交付要綱の規定は、平成二十二年度分の補助金から適用する。